

高 知 市
景 観 計 画
届 出 の 手 引 き



高知市

■ 目次

□ 第 1 章 景観形成の趣旨と手引きの役割

- 第 1 節 景観形成の趣旨
- 第 2 節 手引きの役割

□ 第 2 章 届出制度について

- 第 1 節 届出の必要な行為
- 第 2 節 届出手続きの流れ

□ 第 3 章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

- 第 1 節 景観形成の目標と基本方針
- 第 2 節 景観形成の整備方針・基準

□ 第 4 章 計画の進め方

- 第 1 節 計画敷地チェックリスト
- 第 2 節 計画施設チェックリスト

□ 第 5 章 届出の注意事項

- 第 1 節 届出と添付資料
- 第 2 節 アドバイザー会議

□ 資料 様式



第 1 章 景観形成の趣旨と手引きの役割

第1章 景観形成の趣旨と手引きの役割

第1節 景観形成の趣旨

本市のめざす景観の形成は、単に造形的に美しい環境を形成していただくだけではなく、都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高めるものです。また、高知市の素晴らしい景観は、社会全体の財産であり子供たちに受け継いでいくべきものです。これらの考え方をもとに景観形成の取り組みを進めていきます。



第2節 手引きの役割

本市では、良好な景観の形成は、都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高めるものとして捉え、そのための指針として「高知市景観計画」を策定しました。この計画の中で、一定規模以上の建築物・工作物などは、景観に与える影響が大きいため届出により景観への配慮を求めることとしています。しかし、この計画を実現させるためには、市民のみなさん、さまざまな事業者の方、さらに行政がそれぞれの役割を果たすとともに、三位一体となった取り組み(下図)が重要となります。

この手引きを活用して、周辺の景観と調和した計画・設計をすすめ良好な景観の形成に積極的に貢献されることを願います。

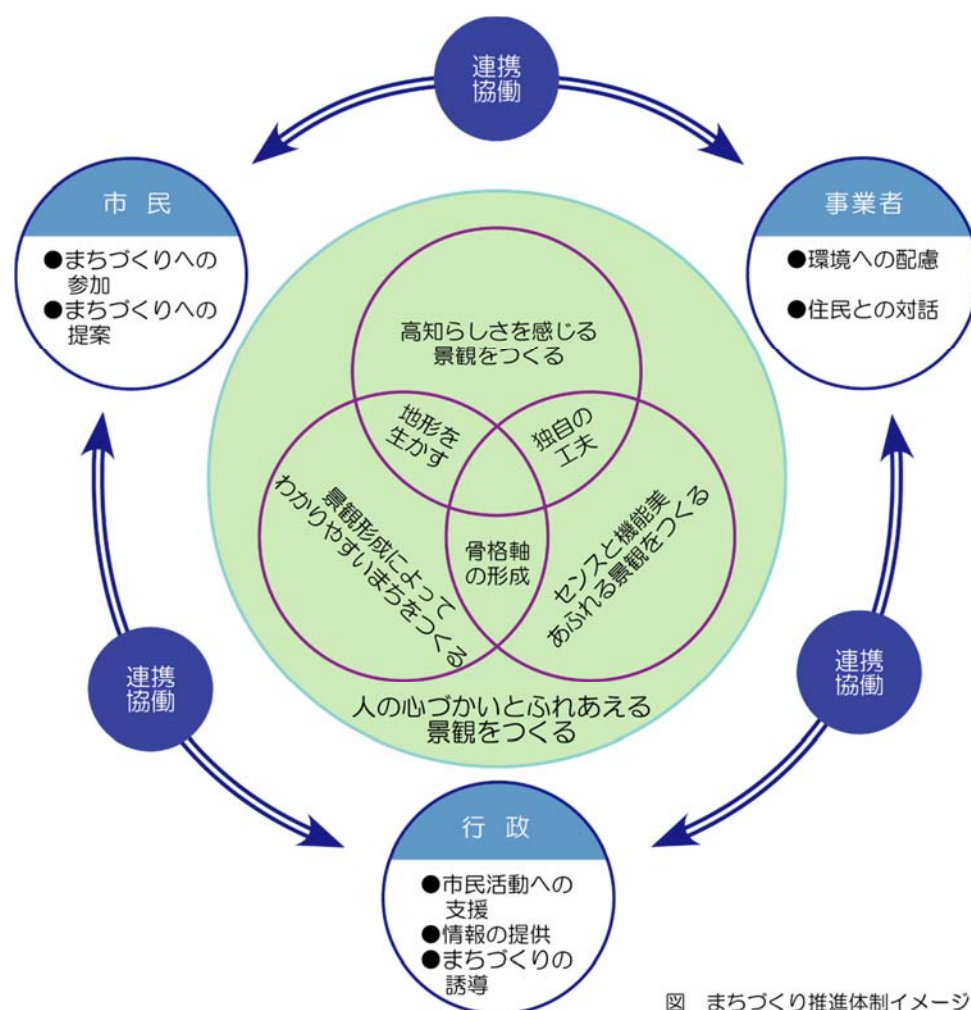


図 まちづくり推進体制イメージ



第2章 届出制度について

景観法では、景観計画区域（本市は全域）内において建築物や工作物の新築・改築・増築・外観の変更を伴う改修などの行為を行う時には、届出が必要となっています。

本市では、その内、特に景観に大きな影響を及ぼす規模のものを届出の対象とし、景観に配慮した計画づくりを行い、良好な景観の形成へと誘導します。

第2章 届出制度について

第1節 届出の必要な行為

建築物の届出対象行為

区分（区域）	行為
自然ゾーン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第1項に規定する市街化調整区域	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行うおうとする部分の高さ(H)が12m を超えるもの又は延べ面積(S)が500 m ² を超えるもの 高さ(H)が12m を超える、又は延べ面積(S)が500 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
低層住宅ゾーン 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域のうち同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行うおうとする部分の延べ面積(S)が500 m ² を超えるもの 延べ面積(S)が500 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
周辺市街地ゾーン 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（低層住宅ゾーン、都心ゾーン及び港湾ゾーンに定める地域又は地区を除く。）	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行うおうとする部分の高さ(H)が15m を超えるもの、又は延べ面積(S)が1500 m ² を超えるもの 高さ(H)が15m を超える、又は延べ面積(S)が1500 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
都心ゾーン 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域（棧橋通五丁目及び棧橋通六丁目に係るもの並びに同項第9号に掲げる臨港地区を除く。）	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行うおうとする部分の高さ(H)が20m を超えるもの、又は延べ面積(S)が2000 m ² を超えるもの 高さ(H)が20m を超えるもの、又は延べ面積(S)が2000 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
港湾ゾーン 市街化区域のうち臨港地区	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行うおうとする部分の高さ(H)が15m を超えるもの、又は延べ面積(S)が1500 m ² を超えるもの 高さ(H)が15m を超える、又は延べ面積(S)が1500 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

工作物の届出対象行為

区分（区域）	行為
自然ゾーン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第1項に規定する市街化調整区域	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12m を超えるもの
低層住宅ゾーン 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域のうち同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12m を超えるもの
周辺市街地ゾーン 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（低層住宅ゾーン、都心ゾーン及び港湾ゾーンに定める地域又は地区を除く。）	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15m を超えるもの
都心ゾーン 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域（棧橋通五丁目及び棧橋通六丁目に係るもの並びに同項第9号に掲げる臨港地区を除く。）	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15m を超えるもの
港湾ゾーン 市街化区域のうち臨港地区	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15m を超えるもの

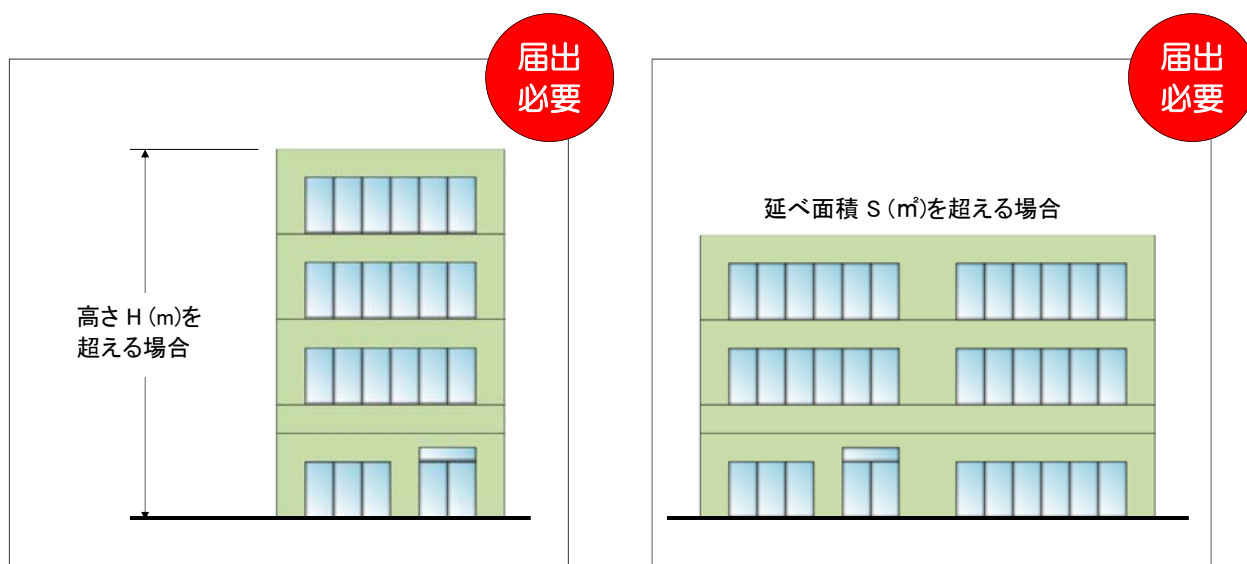
開発行為の届出対象行為

区分（区域）	行為
自然ゾーン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第1項に規定する市街化調整区域	新規の開発で、当該開発行為を行おうとする区域の面積が5ha 以上であるもの

届出の必要・不要の例

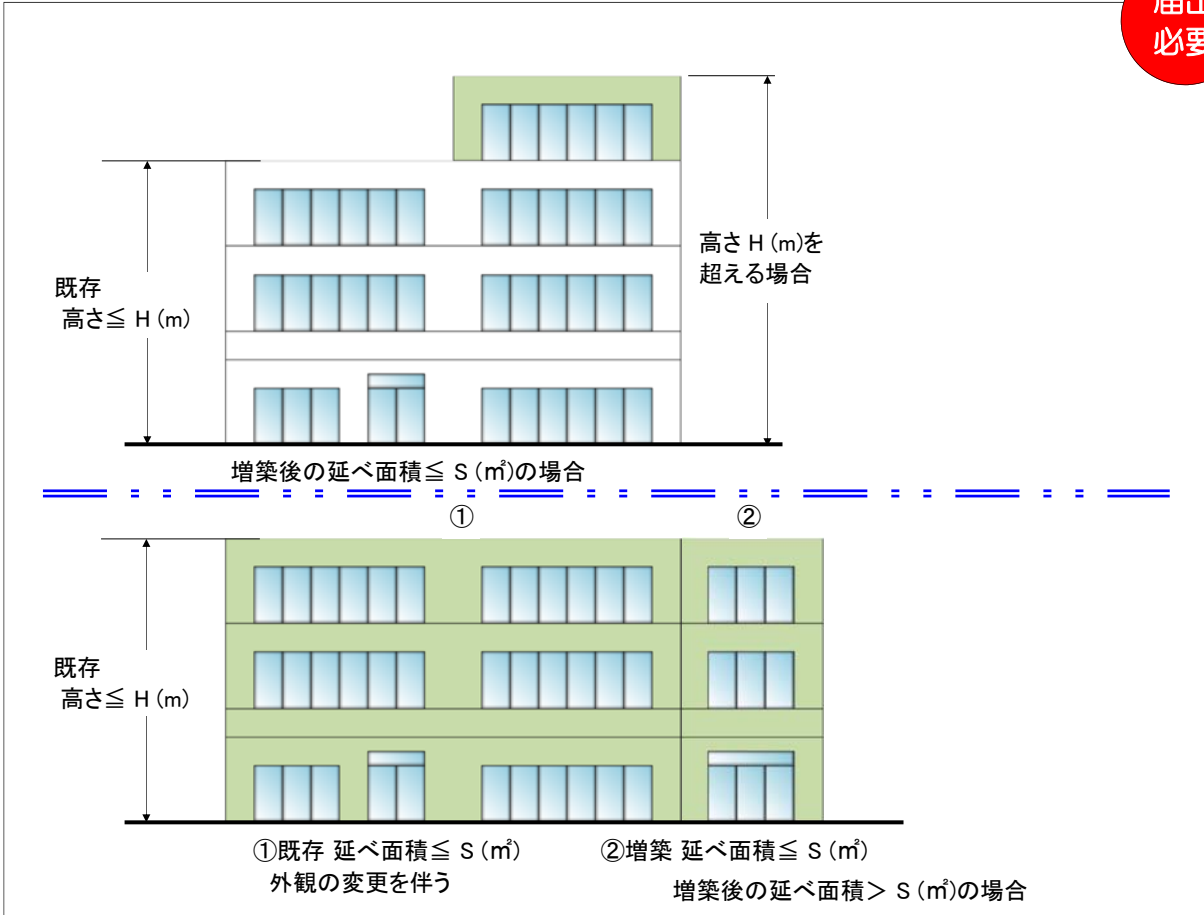
建築物

◇新築・改築・移転・外観の変更





届出
必要

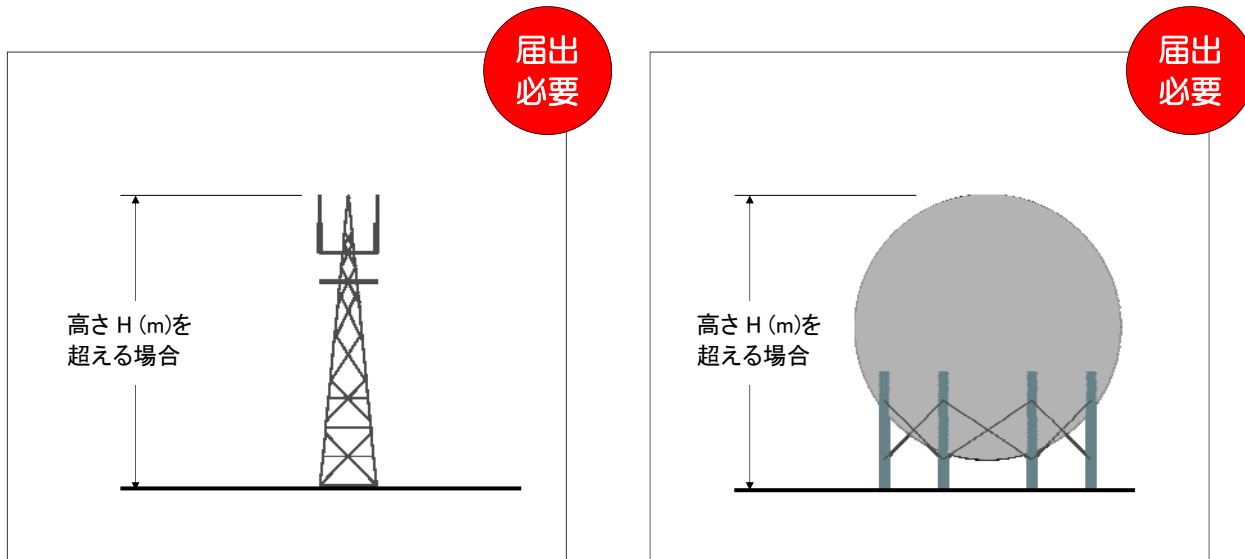


第2章 届出制度について

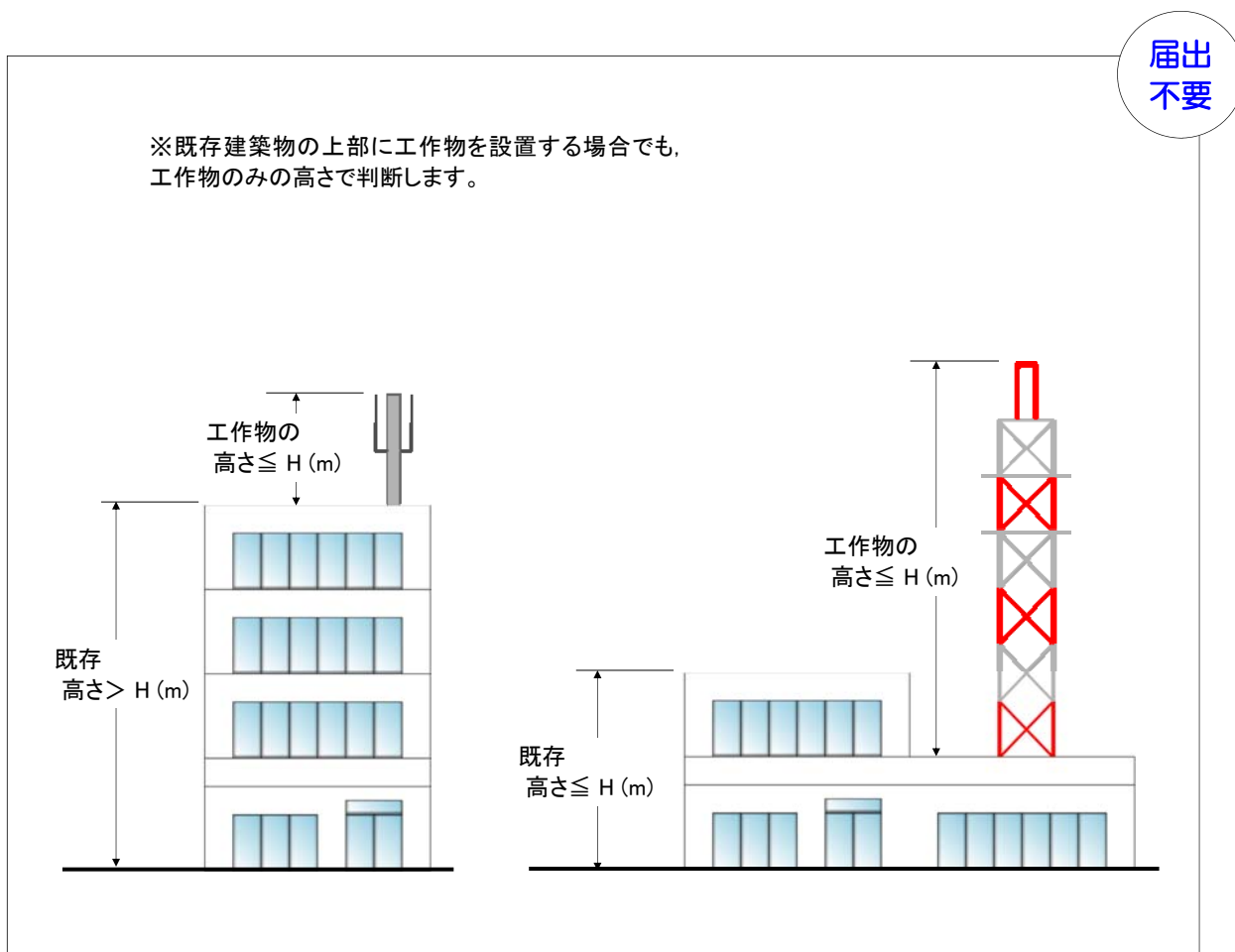
届出の必要・不要の例

工作物

◇新設・改築・外観の変更

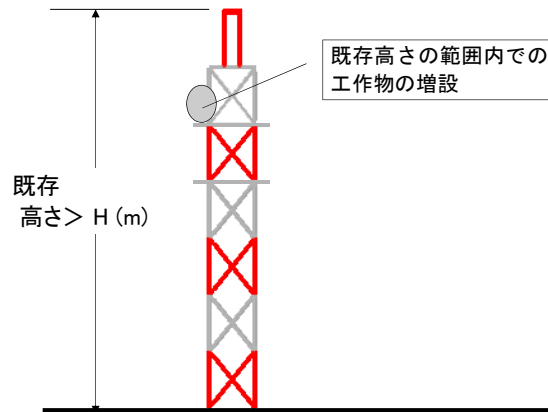


◇新設

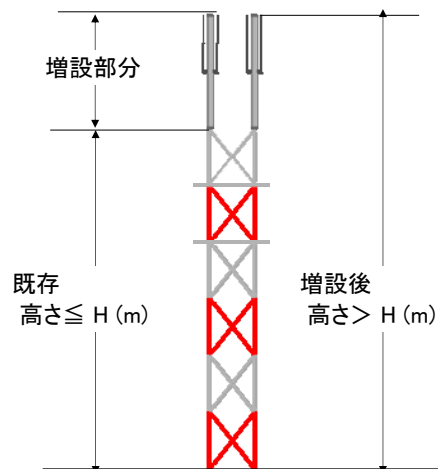


◇増設

届出
不要



届出
必要

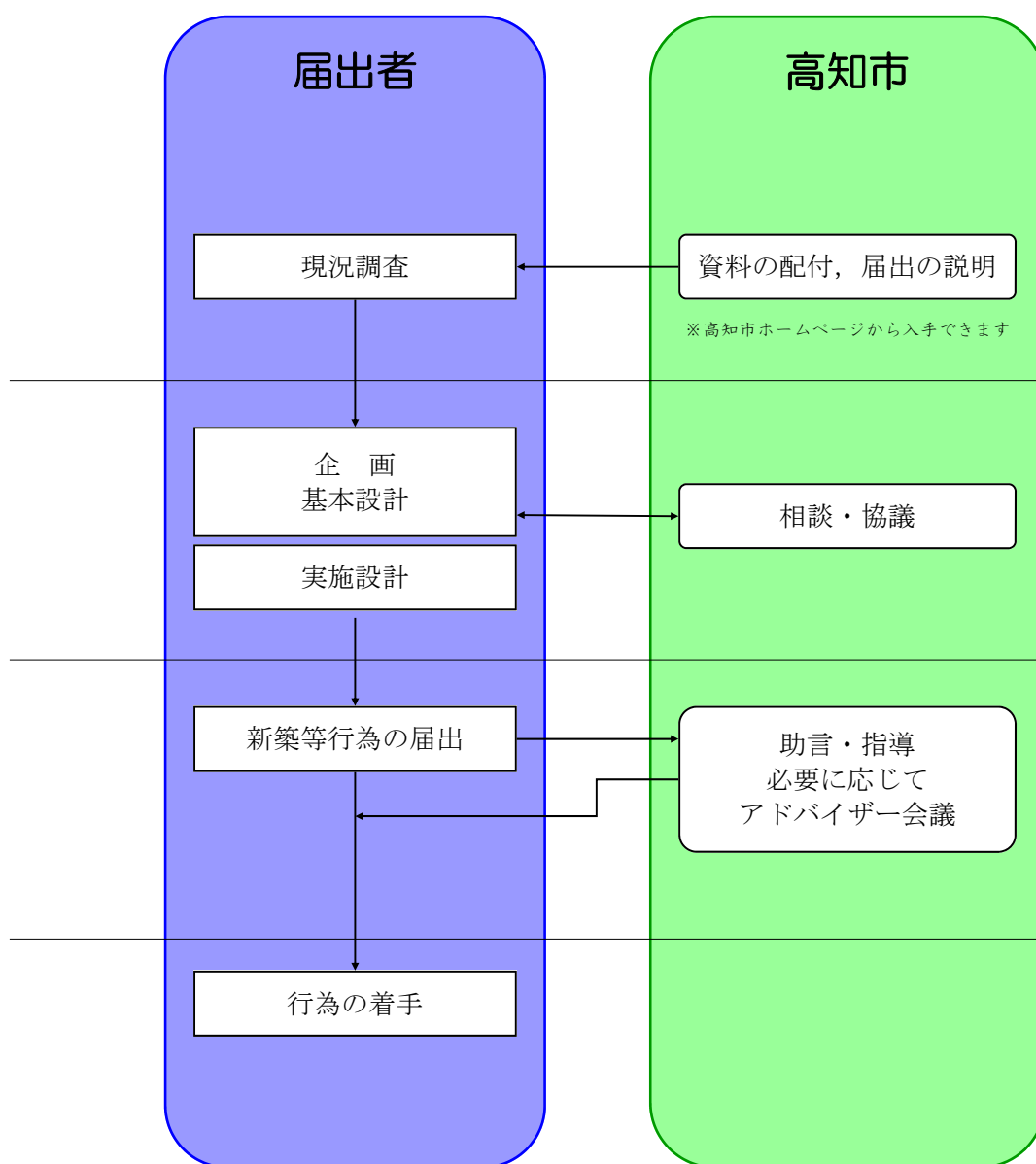


第2章 届出制度について

第2節 届出手続きの流れ

行為の届出にかかる建築物等の新築等の行為は、届出の日から30日（最大90日まで延長される場合があります）以上経過しないと行うことができません。（景観法第18条）

そのため建築物等の計画には十分の余裕を持ったスケジュールを確保してください。



- 高知市ホームページ（都市計画課）：<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/>
- メールでの相談及び問い合わせ：kc-170200@city.kochi.lg.jp



1 段階

敷地の現況を調査します

- 高知市景観計画においてどのゾーンに定められているか確認します。
- 景観資源マップにどのような景観要素があるか確認します。
- 周辺のまちなみ（建物の高さや色など）を確認します。

2 段階

具体的に計画を行います

- 高知市景観計画に定められている整備方針・整備基準を基に景観に配慮した計画を行います。
- チェックリストを作成します。

3 段階

新築等行為の届出を行います

- 高知市景観条例等に定められている書類を添付し届出をします。
- チェックリストに基づき必要に応じ助言・指導等を行います。

お知らせ

- 届出以降の手続きがスムーズに行えるように、第1段階、第2段階での事前協議をおすすめします。
- 事前協議は、電子メールやファクシミリなどでお送り頂くようお願いいたします。



第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

良好な景観形成とは、心安らぐ文化的で魅力あるまちなみの創出とみどりや水辺などの自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりの推進のためにあります。

本市の景観形成の指針となる景観計画には、第2章の届出に関する景観形成の目標や基本方針、ゾーン毎の整備方針や整備基準を定めています。届出の有無にかかわらず、すべての建築物等の新築等の行為は、この方針や基準に適合するよう確認しながら設計を進めてください。

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第1節 景観形成の目標と基本方針



目標1 美しい眺めを守ります

高知市は、南に雄大な太平洋が広がり、西から北へは美しい山なみがあり、東から沿岸には美しい田畑の景観が続いています。

また、中心部では高知城などの歴史的な建造物が市のシンボルとなっています。高知市の景観の大きな特徴である、これらの美しい風景や眺めを守ります。

方針 ●地域の景観の保全と創出 ●風景を眺める場所の保全



目標2 豊かな自然を育みます

高知市の海、山、川が育む豊かな自然は、市民の貴重な財産です。

高知を象徴する豊かな自然環境を保全するとともに、自然の美しさを眺め、自然に触れ合う機会をつくります。

方針 ●水と緑の生態系のネットワークの形成
●自然とふれ合える場所の保全



目標3 歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります

高知市では、地域によって地形・気候・土地利用などの風土や歴史が異なり、他の都市にはない特色もあります。

それぞれの地域の歴史や風土に配慮した美しいまちなみをつくります。

方針 ●地域の歴史や気候風土に対応したまちなみの保全
●まちなみのスカイラインの形成 ●長期的な利用に耐える素材の活用



目標4 まちの賑わいをつくります

高知市の賑やかで活気のある風景や、市民のふれあいの風景は、景観の大きな要素となります。

このような地域に根差した活動を促すとともに、それらを風景の一部として取り組む工夫を行います。

方針 ●にぎわいの場の保全と創出 ●地域の特性に配慮した屋外広告物



目標5 市民参加の景観づくりをすすめます

高知市の良好な景観を維持し、新たに形成していくためには、市民のみなさんの活動が欠かせません。

市民の積極的な参画により、官民が協力して高知市の美しい景観や地域の魅力を高めていきます。

方針 ●継続的な維持管理 ●市民による景観づくり



自然ゾーン	低層住宅ゾーン	周辺市街地ゾーン	都心ゾーン	港湾ゾーン
山なみへの眺望の保全 市街地への眺望点の維持・保全	斜面緑地の保全と創出	シンボリックな建造物や山なみへの眺望の保全	シンボリックな建造物や山なみへの眺望の保全	海への眺望の保全 海からの眺望への配慮
豊かな自然を育む山なみの保全 美しい田園の保全と創出	まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	うるおいのある産業活動の場の創出 まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	自然豊かな海岸の保全 うるおいのある産業活動の場の創出
伝統的様式の建築物集落の保全と創出 山地のスケール感に配慮した空間整備	美しいまちなみの形成	スケール感に配慮した空間整備	風格のあるまちなみの形成 個性を生かした景観の保全・創出 統一されたスカイラインの形成	活気のある港湾景観の形成 独特の港湾景観の形成 スケール感に配慮した空間の形成
魅力的な農村集落の保全 魅力を伝える屋外広告物	地域のコミュニティ形成につながる場所の創出 優れた居住環境を損なわない屋外広告物	地域のコミュニティ形成につながる場所の創出 商店街の賑わいと住宅街の落ち着き	ふれあいと賑わいのあるまちづくり 低層部の賑わいと中高層部の品格	親しみのある港づくり 港らしい活気のある雰囲気づくり 適度なスケール感の屋外広告物

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第2節 景観形成の整備方針・基準

自然ゾーン

高さ

高さは、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮した配置とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



屋外広告物

屋外広告物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺との調和に配慮したものとする

色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとする

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとする

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとする

素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとする

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとする

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとする

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）をR（赤）及びYR（橙）系は6以下、Y（黄）系は4以下、その他の色は2以下にしてください。 ・勾配屋根の色彩は、彩度は、壁面と同じ、明度は、5以下にしてください。

自然ゾーン（工作物・開発行為）

配置・緑化（工作物）

工作物の敷地を造成する場合は、樹木の伐採などを最小限にする

工作物の配置は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物（工作物）

屋外広告物を掲出する以外の目的で設置される工作物には、原則として屋外広告物は掲出ししない

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

素材・その他（工作物）

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

色彩・形態（工作物）

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする

配置・緑化（開発行為）

開発区域内に整備する緑地は、景観に配慮したものとする

開発区域内に新設する、よう壁等は、緑化を行うなど景観に配慮したものとする

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

素材・その他（開発行為）

高知市開発指導要綱等の基準に適合したものとする

電力柱・電話柱は、景観に配慮した配置とする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー（サブカラー）は、彩度をR（赤）及びYR（橙）系は3以下、Y（黄）系は2以下、その他の色は1以下（屋外広告物は除く）にしてください。
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第2節 景観形成の整備方針・基準

低層住宅ゾーン（建築物）

高さ

高さは、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとする

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとする

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとする

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとする

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとする

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとする

屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー(サブカラー)は、彩度(色の鮮やかさ)をR(赤)及びYR(橙)系は6以下、Y(黄)系は4以下、その他の色は2以下にしてください。 ・勾配屋根の色彩は、彩度は、壁面と同じ、明度は、5以下にしてください。

低層住宅ゾーン（工作物）

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー（サブカラー）は、彩度をR（赤）及びYR（橙）系は3以下、Y（黄）系は2以下、その他の色は1以下（屋外広告物は除く）にしてください。
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第2節 景観形成の整備方針・基準

周辺市街地ゾーン（建築物）

高さ

高さは、背景となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものである

高さは、周辺のまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける



配置・緑化

駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものである

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものである

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものである

屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものである

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものである

色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものである

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものである

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものである

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものである

素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものである

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものである

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものである

公開空地には、樹木や街灯などを設置し、地域のコミュニティや魅力のある環境の創出に努める

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー(サブカラー)は、彩度(色の鮮やかさ)をR(赤)及びYR(橙)系は6以下、Y(黄)系は4以下、その他の色は2以下にしてください。

周辺市街地ゾーン（工作物）

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

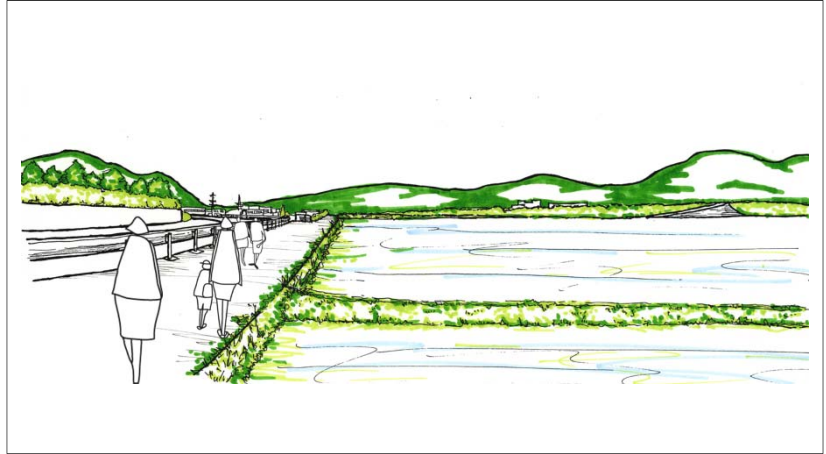
配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみや海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

素材・その他

周辺の自然景観、まちなみと調和した材料を使用する

色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー(サブカラー)は、彩度をR(赤)及びYR(橙)系は3以下、Y(黄)系は2以下、その他の色は1以下(屋外広告物は除く)にしてください。
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色(亜鉛メッキ処理)

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第2節 景観形成の整備方針・基準

都心ゾーン（建築物）

高さ

高さは、高知城からの眺望やシンボル性を阻害しないように努める

配置・緑化

建築物は、公共空間からの山なみや高知城などのシンボリックな建築物への眺望に配慮した配置とする

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものであるとする

建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

建築物には、駐輪場や駐車場を適切に配置する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

建築物の壁面は、道路軸と平行になるよう努める

建築物の屋上や壁面の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う



色彩・形態

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色との調和に配慮したものであるとする

高層建築物の上部は、高知の明るい日ざしや空にとけ込むよう、明度の高い色彩とする

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものであるとする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものであるとする

公開空地は、歩道との一体感に配慮し、歩行者が利用しやすい形態とする

建築物の低層部は、道路などに対して開放的で疎外感のないデザインとなるよう配慮したものであるとする

建築物は、高知市の顔として中心市街地にふさわしい意匠・形態とする

商店街では、閉店後の通りの風景を考慮し、シャッターやショーウィンドウに配慮したものであるとする

屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものであるとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものであるとする

素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものであるとする

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものであるとする

公開空地には、樹木や街灯などを設置し、地域のコミュニティや魅力のある環境の創出に努める

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）をR（赤）及びY R（橙）系は6以下、Y（黄）系は4以下、その他の色は2以下にしてください。 ・勾配屋根の色彩は、彩度は、壁面と同じ、明度は、5以下にしてください。

都心ゾーン（工作物）

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものとする



素材・その他

周辺のまちなみと調和した材料を使用する

屋外広告物

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー（サブカラー）は、彩度をR（赤）及びYR（橙）系は3以下、Y（黄）系は2以下、その他の色は1以下（屋外広告物は除く）にしてください。
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

第3章 景観形成の目標と基本方針及び整備方針・基準

第2節 景観形成の整備方針・基準

港湾ゾーン（建築物）

高さ

高さは、背景となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものとす

配置・緑化

高さばき場等は、直接道路から見えないように配慮したものとす

敷地の公共空間側には、できる限りオープンスペースを確保する

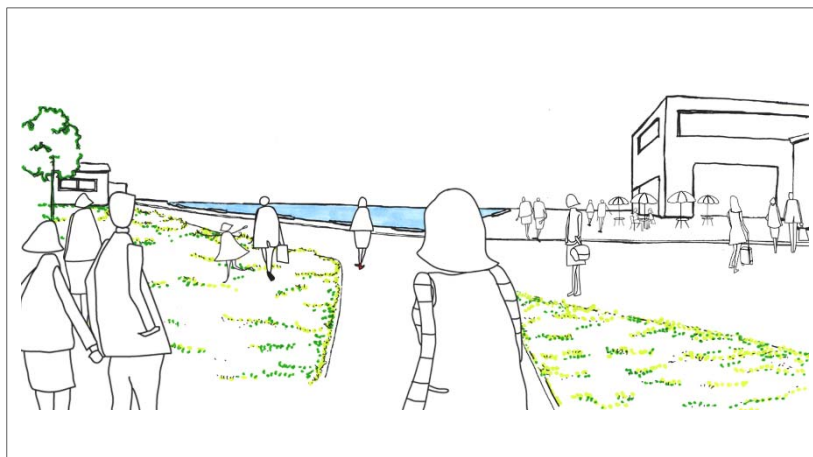
植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものとす

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

建築物は、公共空間からの山なみや海への眺望に配慮した配置とする



屋外広告物

屋外広告物は、道路や海からの眺望を妨げないように、配慮したものとす

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

色彩・形態

建築物の色彩は全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

建築物は、海上や橋梁からの景観に配慮したものとす、地域全体の統一感を持たせる

施設群全体が統一感のあるようにする

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー(サブカラー)は、彩度(色の鮮やかさ)をR(赤)及びY R(橙)系は6以下、Y(黄)系は4以下、その他の色は2以下にしてください。 ・勾配屋根の色彩は、彩度は、壁面と同じ、明度は、5以下にしてください。

港湾ゾーン（工作物）

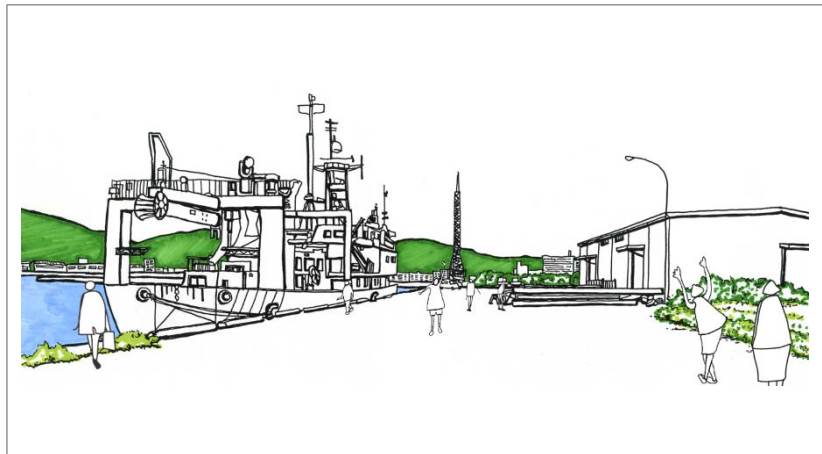
配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみや海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物の形態は、遠方からの眺望や海上・橋梁など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

項目		整備基準
共通事項		ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、原則として以下のとおりとします。 ・ベースカラー(サブカラー)は、彩度をR(赤)及びYR(橙)系は3以下、Y(黄)系は2以下、その他の色は1以下(屋外広告物は除く)にしてください。
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色(亜鉛メッキ処理)



第4章 計画の進め方

良好な景観形成のためには、届出対象行為の計画初期の段階から周辺の景観に配慮しながら計画を進めることが重要です。

ここでは、良好な景観形成を推進するため定めた高知市景観計画の整備方針と整備基準を遵守するため、計画の各段階においてどのようなことを調査、把握し進めていけばいいかを示しています。

第4章 計画の進め方

第1節 計画敷地チェックリスト

1. あなたは、どのような行為を計画していますか。

この設問では、計画しようとする行為の概要を記載します。

- ⇒ 次のようなキーワードを参考にしてください。
- ⇒ 文章にするのが難しい場合は、箇条書きでも結構です。

キーワード

建築物、工作物、施設の概要
新築、改築、増築、外観の変更、新設、増設

2. 計画している場所はどこですか。

この設問では、計画しようとする場所の用途地域などを記載します。

- ⇒ 該当するものにチェックしてください。
- ⇒ 複数にまたがる場合は、該当するすべてにチェックしてください。

3. 計画している場所の周辺は、どのような雰囲気ですか。

この設問では、計画しようとする場所の状況を記載します。

- ⇒ 該当するものにチェックしてください。
- ⇒ 該当するものがない場合は「その他」の（ ）内に記載してください。

4. 周辺のまちなみは、どのようなですか。

この設問では、計画しようとする場所のまちなみの状況を記載します。

- ⇒ 該当するものにチェックしてください。
- ⇒ 該当するものがない場合は「その他」の（ ）内に記載してください。

5. 周辺には、景観資源がありますか。

この設問では、計画しようとする場所の近くに景観資源があるかを「景観資源マップ」を確認して記載します。

- ⇒ 該当するものにチェックしてください。

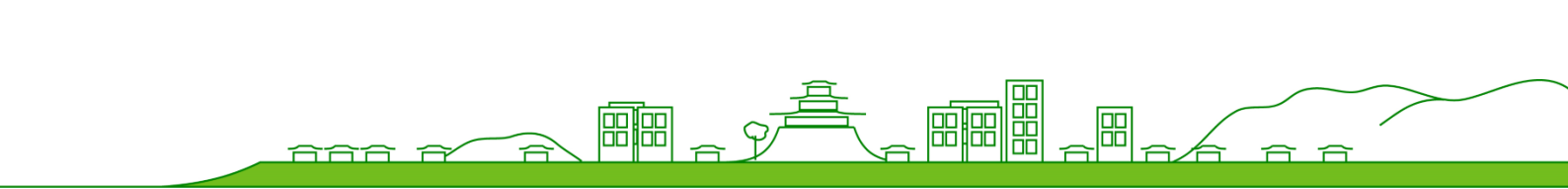
6. この計画の景観に対する考え方や周辺への配慮する事項、良好な景観の形成に寄与する事項を記述してください。

この設問では、この計画の景観に配慮したことなどを記載します。

- ⇒ 次のようなキーワードを参考にしてください。
- ⇒ 文章にするのが難しい場合は、箇条書きでも結構です。

キーワード

眺望、圧迫感、騒音、みどり、自然、河川、山なみ、壁面の色彩



第2節 計画施設チェックリスト

◇整備方針

1. 高さについて配慮したところ

この設問では、行為の高さについて配慮した点をチェックしてください。
⇒ チェック項目に該当しない場合は、自由記載の欄に記述してください。

2. 緑化や配置について配慮したところ

この設問では、行為の緑化や建物などの配置について配慮した点をチェックしてください。
⇒ チェック項目に該当しない場合は、自由記載の欄に記述してください。
⇒ 緑被率は、別紙の算定表で計算してください。

3. 色彩及び形態について配慮したところ

この設問では、行為の色彩や形態について配慮した点をチェックしてください。
⇒ チェック項目に該当しない場合は、自由記載の欄に記述してください。

4. 素材などについて配慮したところ

この設問では、行為の色彩や形態について配慮した点をチェックしてください。
⇒ チェック項目に該当しない場合は、自由記載の欄に記述してください。

5. 屋外広告物（看板）について配慮したところ

この設問では、行為の色彩や形態について配慮した点をチェックしてください。
⇒ チェック項目に該当しない場合は、自由記載の欄に記述してください。

◇整備基準

1. 色彩について配慮したところ

この設問では、行為の色彩について具体的に記載してください。
⇒ 壁面の色彩については、行為に勾配屋根が該当しない場合は、基準を満たしているものとなります。

第4章 計画の進め方

第2節 計画施設チェックリスト

◇緑被率の算定

1. 緑被対象面積の算定

	土地利用	緑被対象面積 (㎡)
1	個人住宅 (2世帯住宅含む)	敷地面積 × (1.0 - 指定建ぺい率) - 25.0
2	個人住宅以外	住宅戸数 × 6.0 + 駐車台数 × 4.0…①式 敷地面積の20%…②式 ①式, ②式のどちらか大きい値

2. 緑被面積の算定

	種 類			緑被面積 (㎡)
1	立木	高木	高さ3.0m以上	25.0
		中木	高さ1.0m以上3.0mまで	15.0
		低木	高さ1.0m未満	1.0
		すべて	※樹型の実測による場合	1.5 × 樹高(m) × 樹冠(m)
2	地被			地表を覆った部分
3	裸地			舗装などがされていない土の状態
4	プランター類			土地に定着していない容器に植えられたもの
5	屋上緑化			1～4の面積による
6	壁面緑化			実測又は補助資材が設置された部分の面積

- ※1 隣地境界(中木・高木については、境界線から1.0mの範囲)にあるものは、上表の面積に1.1を乗じた値
 ※2 道路境界(地被類及び低木については、境界から連続する範囲、その他の立木は、樹高の範囲)にあるものは、上表の面積に1.3を乗じた値
 ※3 割増(※1及び※2)は同時には適用できません。また、屋上緑化についても割増は適用しません
 ※4 上表の立木(高木・中木・低木)の高さは、高知市景観計画における緑化基準算定のための分類で、他都市の景観計画や一般的な分類とは異なります

緑被率の詳細については、高知市景観計画緑化ガイドラインをご覧ください。





第5章 届出の注意事項

第5章 届出の注意事項

第1節 届出と添付書類

1. 届出

行為の届出にかかる建築物等の新築等の行為は、届出の日から30日（最大90日まで延長される場合があります）以上経過しないで行うことができません。（景観法第18条）

そのため建築物等の計画には十分の余裕を持ったスケジュールを確保してください。

届出は、建築主の名称（名称）で行ってください。

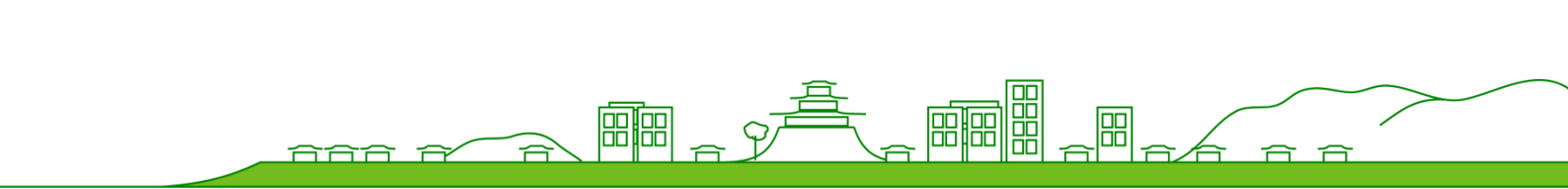
⇒ 設計者や施工者に依頼する場合は、委任状の写しを添付してください。

届出は、届出書（届出者の押印をしたもの1部）と添付書類（2部）を提出してください。

2. 添付書類

- 付近見取図(1/2,500)
- 配置図(1/100)
- 立面図(1/100)
- 現況写真（敷地から東西南北を撮影したもの及び前面道路から撮影したもの）
- パース等（立面図に彩色したものでも可）
- チェックリスト（緑被率算定表含む）

※用紙については、日本工業規格（JIS P 0138）によるA3又はA4サイズとしてください。そのため、上の縮尺によることができない場合は、縮少率を明示してください。



第2節 アドバイザー会議

◇高知市景観アドバイザー制度

本市の良好な景観の形成に関し必要な事項及び市民の良好な景観の形成に関する活動について専門的見地からの助言等を求めるため、高知市景観アドバイザーを設置しています。

この景観アドバイザーは、

- (1) 高知市景観条例第11条第1項（景観法第16条に基づく届出対象行為の届出）及び第18条第1項（景観形成重点地区内の行為の届出）の規程に基づき市が行う助言，指導に関し意見を述べること。
 - (2) その他本市の良好な景観の形成に関し必要な事項について，市，市民若しくは市民団体等に対して助言，指導等を行うこと。
- となっています。

◇景観アドバイザー会議

届出の内容により，アドバイザー会議を開催し，届出にかかる行為が良好な景観の形成に寄与する計画となるよう高知市が行う助言や指導並びに特定届出対象行為への変更命令に対してご意見をいただきます。

アドバイザー会議の開催は，届出時に提出していただきましたチェックリストの内容などを考慮し必要に応じて開催し，整備方針や整備基準に沿うことができない事項について届出者（設計者）のご説明をいただくことになります。



資料 様式集

建築物等新築等行為届出書

年 月 日

高知市長

様

届出者

住所 〒

氏名

印

電話番号

景観法第16条に規定する行為に次のとおり着手するので、同条の規定により届け出ます。

新築等行為の場所		高知市			
工事名又は施設の名称					
地域の区分		☐ 自然ゾーン ☐ 低層住宅ゾーン ☐ 周辺市街地ゾーン ☐ 都心ゾーン ☐ 港湾ゾーン ☐ 景観形成重点地区			
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更			
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ 移転 ☐ 外観の変更			
	☐ 開発行為				
行為着手予定日		年 月 日			
行為完了予定日		年 月 日			
設計者		住所 〒			
		会社名 代表者名 電話番号			
施工者		住所 〒			
		会社名 代表者名 電話番号			
本件連絡先		☐ 申請者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他			
		住所 〒			
		会社名 担当者名			
		電話番号 E-Mail			

計画敷地チェックリスト

記載してください。

- 1 あなたは、どのような行為を計画していますか。

該当する項目にチェックしてください。

- 2 計画している場所はどこですか。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ☐ 市街化調整区域 | ☐ 臨港地区 |
| ☐ 第一種低層住居専用地域 | |
| ☐ 商業地域（棧橋通五丁目及び棧橋通六丁目並びに臨港地区を除く） | |
| ☐ 上以外 | |

該当すると思われる項目にチェックしてください。

- 3 計画している場所の周辺は、どのような雰囲気ですか。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 静かで落ち着いている | ☐ にぎやかで活気がある |
| ☐ 雑然としている | ☐ 歴史を感じることができる |
| ☐ その他（ | ） |

該当すると思われる項目にチェックしてください。

- 4 周辺のまちなみは、どのようなですか。

- | | |
|--|------------------------------------|
| ☐ 同一規模の建物が並んでいる | ☐ 建物がまばらである |
| ☐ 樹木がたくさんある | ☐ 田畑がたくさんある |
| ☐ その他（ | ） |

該当すると思われる項目にチェックしてください。

- 5 周辺には、景観資源がありますか。（景観資源マップで確認ください）

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ☐ はい | ☐ いいえ |
|-----------------------------|------------------------------|

記載してください。

- 6 この計画の景観に対する考え方や周辺へ配慮する事項、良好な景観の形成に寄与する事項を記述してください。

計画施設チェックリスト（その1）

◇整備方針

1 高さについて配慮したところ

- | |
|---|
| ☐ 周辺の建物と調和した高さにしています。 |
| ☐ 北山や五台山、筆山などの山なみに配慮した高さにしています。
高知城への眺望に配慮した高さにしています。 |

◇ 高さについて、上記以外の整備方針で配慮したものや、整備方針以外で特に配慮した事柄を記載してください。（自由記載）

2 緑化や配置について配慮したところ

- | |
|---|
| ☐ 植栽は、高知の気候を考慮して選んでいます。 |
| ☐ 敷地内では、積極的に植栽を施しています。 |
| ☐ 周辺の建物と調和した配置にしています。 |
| ☐ 緑被率（緑被面積÷緑被対象面積）は、50%以上です。 |

◇ 緑化や配置について、上記以外の整備方針で配慮したものや、整備方針以外で特に配慮した事柄を記載してください。（自由記載）

3 色彩及び形態について配慮したところ

- | |
|--|
| ☐ 色彩は落ち着いたものとし、周辺と調和した色彩にしています。 |
| ☐ 意匠・形態は、周辺の調和した計画にしています。 |
| ☐ 北山や五台山、筆山などからの眺望に配慮した計画にしています。
高知城への眺望に配慮した計画にしています。 |

◇ 色彩や形態について、上記以外の整備方針で配慮したものや、整備方針以外で特に配慮した事柄を記載してください。（自由記載）

計画施設チェックリスト（その2）

◇整備方針

4 素材などについて配慮したところ

- | |
|--|
| ☐ 地域の素材や周辺と調和した材料を選んでいます。 |
| ☐ ゴミ置き場や設備機器については、周辺道路から直接見えないように配慮しています。 |

◇ 素材などについて、上記以外の整備方針で配慮したものや、整備方針以外で特に配慮した事柄を記載してください。（自由記載）

5 屋外広告物（看板）について配慮したところ

- | |
|---|
| ☐ 屋外広告物（看板）は設置しません。 |
| ☐ 周辺のまちなみや山なみに配慮した大きさや色彩としています。
周辺のまちなみや山なみに配慮した配置としています。 |
| ☐ 必要最低限の個数にしています。 |

◇ 屋外広告物（看板）について、上記以外の整備方針で配慮したものや、整備方針以外で特に配慮した事柄を記載してください。（自由記載）

◇整備基準

- ・ 壁面の色彩（マンセル表色系で記載してください 例. 5 Y R 8 / 4）

ベースカラー	()	☐ 彩度の基準を守っています。
サブカラー	()	☐ 彩度の基準を守っています。
アクセントカラー	()	
☐ 壁面面積の5%以下にしています。		

- ・ 屋根の色彩（マンセル表色系で記載してください 例. N 5）

☐ 勾配屋根ではありません。

ベースカラー・サブカラー	()	☐ 彩度の基準を守っています。
	()	☐ 明度の基準を守っています。
アクセントカラー	()	
☐ 壁面面積の5%以下にしています。		

◇緑被面積算定表

計画地の条件	敷地面積	m ²
	指定建ぺい率	%
	指定容積率	%

緑被対象面積①	
指定緑被面積①×0.5	
緑被面積	

計画概要	施設用途	○ 個人住宅	住戸数	戸
		○ 個人住宅以外	駐車台数	台

立木	樹高	緑被面積 *1	割増係数 *2	本数	緑被面積 (計)	備考(樹種など)
中木・高木 (屋上含む)						

*1 樹高≥3m の場合 25m², 3m>樹高≥1m の場合 15m²

*2 道路境界から樹高の範囲は 1.3, 隣地境界から 1mの範囲は 1.1
屋上緑化は, 割増なし(1.0)

立木	樹高	緑被面積 *1	割増係数 *2	本数	緑被面積 (計)	備考(樹種など)
低木 (屋上含む)						

*1 樹高<1m の場合 1m²

*2 道路境界から連続する範囲は 1.3 (ただし, 塀などにより遮られている場合は 1.0), 隣地境界の割増はなし(1.0)
屋上緑化は, 割増なし(1.0)

その他 (種類)*1	緑被面積 *2	割増係数 *3	箇所数	緑被面積 (計)	備考(樹種など)

*1 「地被」「裸地」「プランター類」「壁面緑化」の別を記入

*2 「地被」は地表を覆った部分, 「裸地」は面積×0.8, 「プランター類」は面積×0.5, 「壁面緑化」は実測又は補助資材の面積

*3 「地被」の場合のみ, 道路境界から連続する範囲は 1.3 (ただし, 塀などにより遮られている場合, 及び隣地境界の割増はなし(1.0))
屋上緑化は, 割増なし(1.0)

高	知	市						
景	観	計	画					
届	出	の	手	引	き			

お問い合わせ：高知市都市計画課
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
TEL：088-823-9465 FAX：088-823-9454
HP：http://www.city.kochi.kochijp